

セメント・同製品製造業におけるその他の一般動力機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	14～ 15	工場内で、コンクリート製ブロック（練り張りブロック、W1000×L1000×D300mm、重さ370kg）の製造ライン上の型枠のバラシ作業中、型枠のクランプを外す為、製造ラインの傍に立って足を製造ライン下に踏み入れた際、足が滑り深く足が入ってしまい、移動して来た型枠の下部とストッパー部分との間に足を挟まれ負傷した。	58～ 29	10
3	16～17	脱型作業における緊張ナットの解除をするため、ナットとカプラの位置関係を確認していたときにクレーンを北方向に逃がそうとした際、誤って東のボタンを押してしまい、自分の方向に向かってきたクレーンがPS導入機に衝突し、その勢いでPS導入機とそれを支えるフレームの間に右足の脛部分を挟み負傷した。	56～ 29	10
4	13～ 14	当社工場内において回転式の選別機の清掃作業中、ドラムが回転し、ドラムと選別機の囲いの間に挟まれた。	57～ 29	10
4	14～ 15	包装機運転中に、充填部で製品が詰まり機器が停止したため、復旧しようと駆動部分のベルトを確認しようと点検口を覗き込んだ。その時に右手に持っていたハンマーがベルトに当たり、突然動作した為、右手が巻き込まれた。咄嗟に引き抜いたが間に合わず、右手中指が挟まれ被災した。	25～ 299	100
4	13～ 14	工場内において、残コンクリートを洗車機にかけてコンクリートを砂と碎石を分級する設備で、シュートに固まった固形物を鉄筋を使って落としていた所、回転羽根に鉄筋が巻き込み、右の手の人差し指と親指の間を鉄筋で切りさかれてしまった。尚作業中は皮手袋を使用していたが皮手袋も破れてしまった。	46～ 29	10

6	16~17	工場内において、ライン（自動制御）にてストーンサークルA形型枠を4番養生槽へ移動していたところ、約10cm手前で止まっていたため手動に切り替え、定位置に進めるためプッシャーと型枠架台の間に角材（75×75×2050mm）を入れ、定位置まで移動した。一回目の動作で型枠架台が動いたが、角材が外れたため位置を直し再度押し、定位置に達したのでストップの合図をしたが、それと同時に角材が中央部で破損し、破片が顎に当たり負傷した。	68	30 ~ 49
7	11~12	コンクリートブロックを分割する加工機（スプリッター）で、機械部品の組替え作業を行っているときに装置が稼働する部分の間にあるネジを外すため右手を差し込んだ際に自動運転を解除し忘れていたため、装置が稼働して右手の甲部分を挟まれて裂傷および骨折等のけがをした。	53	10 ~ 29
11	15~16	鉄筋加工工場でベンダー機による鉄筋の曲げ作業をしていた際、90度曲げのスイッチを操作すべきところ誤って隣にある180度曲げのスイッチを操作して作業したため、機械が作業者の想定以上に作動し鉄筋を保持していた右手が鉄筋に挟まれて、右手中指を負傷した。	40	10 ~ 29
12	11~12	事業場内で袋詰め作業を行っているとき、袋詰め機械の紙のずれを直すため、袋詰め機械側に渡り、作業を終えて戻ろうとした際、足場を踏み外してバランスを崩し、袋詰め機械の側面に接触して強打した。	51	10 ~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html